○農林水産省告示第千三百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年五月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　宮城県東松島市小野字欠下一二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁及び東松島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年五月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岡山県苫田郡鏡野町富西谷字松の段二五二一の一、二五四二、二五四三、二五四八、字大木山三五三、富東谷字久原七〇二の二、字扇子山七〇七、七二一の三

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年五月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岡山県高梁市成羽町上日名字保木一五〇四の一、一五一の一、一五一の二の一、一五一の三、一五一五から一五一七まで、字日名迫西平一五三六、一五三七、一五三九、一五四一の一、一五四一の二、一五四二、一五四四の一、字日名迫一五四三、一五四五の一、一五四六、字迫田一八二一の一、一八二一の二、一八六七の二、字大迫奥一八三一、一八三七、一八三八の二、一八四一、一八五〇、一八五二、一八五五、字大迫谷一八四〇、字石迫一八四三、字万ドウ岩下タ一八四七の一、一八四九、字ジルガ子一八五六から一八五八まで、一八六〇、一八六一、字メウガ迫一八六二、一八六三、一八六四の二、一八六四の三、一八六五、一八六六、字向田堂ノシモ一八七〇、字向堂一八七二、字カリ山上エ一八七三、一八七四、一八七六、字平吉山一八七五、字ヒエ畑一八七八、字中川原シモ一八八〇から一八八二まで、二〇〇五一、字花田堂ノウエ二〇〇四九、字セン迫二〇〇五二、二〇〇五三、二〇〇六九、二〇七〇、字迫ノ奥二〇五九から二〇六一まで、二〇六四、字迫ノ奥西平二〇六二、字迫奥二〇六六の一、二〇六六の二、二〇六七、字天王ノウヘ二〇六八、字天王前二〇七一の一、字大西向二一六一の一、字和名手上エ二一七〇、字和名手二一八六、字小草奥二一八七、二一九一、二一九二、二一九四、二一九五、二一九七、二一九八、二二〇〇から二二〇二まで、二二九八、二二九九の一、二二九九の二、二三〇二、二三〇三、二四六八の三、字小草オク二一八九、字田之迫二二〇〇六、二二〇五一、二二七一、二二七二の一、二二七二の二、字田ノ迫本谷二二〇八、二二一〇、二二一一、二二三〇、二二三二、二二三三、二二五八、二二六四、二二六六、二二七七、字菖蒲ガ迫二二一四から二二一六まで、二二一八、字松ケ久保二二二〇の一、二二二〇の二、二二二一、二二二二の一、二二三一、二二三五の二、字田ノ迫本谷ウヘ二三六、字田之迫本谷二四一、二四三の一から二四三の四まで、二二五三の一、二二五四、二二五六の一、二二五六の二、二二五九の一、二二五九の二、二二六〇、二二六三、二二六五、二二六八、二二六九の一、二二六九の二、二二七三、二二七四、二二七八、字田ノ迫本谷口二四六から二四八まで、二二四九の一、字金屋二二七九、二二八二、二二八三、二二八五、二二八六、二二八九から二二九三まで、二二九五から二二九七まで、二四七四の一、二四七四の三、二四七五、二四七六、二四八三、二四八四、二四八六、二四八七、二四八九、二四九〇

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年五月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岡山県美作市赤田字鐘突堂三二六の一、字家ノ上へ三二九、三三二の一、字仁平屋敷三三〇の二、三三〇の三、字明辰前三三四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字鐘突堂三二六の一・字家ノ上へ三二九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三三二の一、字仁平屋敷三三〇の三、字明辰前三三四（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び美作市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百二十号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第八十九条の規定に基づき、次の者を同法第五十七条の二第一項の登録調査機関として登録をしたので、同法第百十二条の二第二号の規定に基づき、公示する。

平成二十四年五月十八日

経済産業大臣　枝野　幸男

名称	主たる事務所の所在地	登録年月日
岡山電気工事株式会社	岡山県津山市勝部千七百四番地の十	平成二十四年五月十八日

○国土交通省告示第六百十三号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十六条の九の規定により、同法第二十六条の六第二項第二号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第二十六条の二十一第二号の規定により、公示する。

平成二十四年五月十八日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　登録番号　1

(二)　変更後の氏名又は名称　一般財団法人　全国建設研修センター

二　(一)　登録番号　2

(二)　変更後の氏名又は名称　一般財団法人　建設業振興基金

三　(一)　登録番号　4

(二)　変更後の氏名又は名称　株式会社　建設産業振興センター・一般財団法人　建設業振興基金テレビ講習

四　(一)　登録番号　5

(二)　変更後の氏名又は名称　一般社団法人　全国土木施工管理技士会連合会